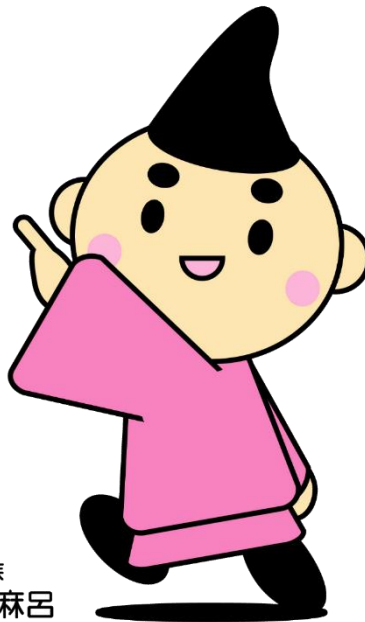


令和7年4月1日発行

住居確保給付金 (転居費用補助) のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～



ちがさ貴族
えぼし麻呂

茅ヶ崎市

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方を対象として、転居費用相当分の住居確保給付金を支給するとともに、生活自立相談窓口（地域福祉課）による家計改善支援等を実施し、住居及び家計改善に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、対象経費に応じた額を支給※市内転居の場合

単身世帯：123,000円 2人世帯：147,000円 3～5人世帯：159,000円

6人世帯：171,000円 7人世帯：192,000円

支給方法：大家等へ代理納付 ※クレジットカード払いに定められている場合等を除く

住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

①申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること

②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（児童手当、児童扶養手当など特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金の受取については収入として算定しない）。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	8.4万円	+ 家賃額or居住の維持又は確保に要する費用の額（持ち家・住居喪失者） （ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	12.5万円
2人	13万円		17.9万円
3人	17.2万円		22.5万円
4人	21.4万円		26.7万円
5人	25.5万円		30.8万円

※5人を超える世帯の収入基準額については、別途お示しします。

⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

- ◆金融資産＝預貯金、現金、債券、株式、投資信託
- ◆負債がある場合、金融資産と相殺はしない

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

⑥生活自立相談窓口（地域福祉課）における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金（転居費用補助）の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金（※） ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要なもの

①住居確保給付金支給申請書

生活自立相談窓口（地域福祉課）への生活自立相談及び家計改善相談が必須となります。

②本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、※健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

※マイナンバーカードの保険証利用の開始に伴い、国民健康保険証及び後期高齢者医療被保険者証は、令和6年12月2日で廃止されます。経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担割合などに変更がない限り、本人確認書類の対象となります。（有効期限内に限る）

③収入減少関係書類

収入減少前と収入減少後（申請日の属する月を起点に2年以内）の給与明細書、賃金明細書等、預金通帳の振込の記帳ページ、戸籍謄本等

④離職等関係書類

1) 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

【離職】

離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている

通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。

【廃業】自営業を廃業した者の場合は、廃業届など廃業したことを確認できる書類

2) 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

（例）雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる文書、請負契約等のアポイント がキャンセルになったことが分かる文書など。

その他、配偶者の死亡等については当該事象の事実を客観的に証明できる書類等。

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し、証券口座の写しまたは資産状況が確認できるアプリ等の写し

⑦住居確保給付金要転居証明書

住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定後まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を生活自立相談窓口（地域福祉課）に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」、「住居確保給付金要転居証明書」が交付されます。

◆ 入居予定住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ 家計改善支援事業又は自立相談支援事業にて転居の必要性確認

- ・ 生活自立相談窓口（地域福祉課）に「住居確保給付金要転居証明書」への記載及び交付を受けてください。

住居確保給付金（転居費用補助）の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」に転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）の写しを添付し、生活自立相談窓口（地域福祉課）に提出してください。
- ・ 生活自立相談窓口（地域福祉課）にて交付された「住居確保給付金要転居証明書」に相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写しを添付し、生活自立相談窓口（地域福祉課）に提出してください。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「住居確保報告書」が交付されます。当該不動産仲介業者等、総合支援資金等の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供します。
- ・ 住居確保給付金は茅ヶ崎市長が特に必要と認める場合を除き、茅ヶ崎市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居予定の住宅を管理する不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を情報提供します。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の決定後

- ・ 住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して生活自立相談窓口（地域福祉課）に提出する。この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付する。

※転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還を求めます。

支給額を変更できる場合があります

◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・ 実際の支出額が支給額を上回っていた場合（領収書等要確認）
※支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、妥当な範囲内（原則上限額以上の支給はありません。）
- ・ 生活自立相談窓口（地域福祉課）に申請書を提出する必要がありますので、実際の支出額が支給額を上回っていたことが証明出来る書類をお持ちのうえ、生活自立相談窓口（地域福祉課）へお越してください。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）は、原則 1 人 1 回の支給です。

◆ ただし、住居確保給付金（転居費用補助）の受給期間終了後に、下記の条件に該当する場合には再支給の対象になります。

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過している場合であって、規定する支給要件に該当する場合

住居確保給付金（転居費用補助）を徴収する場合があります

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収することとなります。

住居確保給付金（転居費用補助）の申請から支給までの流れ

※申請数等により給付までの時間は前後します。
申請から振込まで1～2月程度

生活自立相談窓口（地域福祉課）にて
生活自立相談及び家計改善相談

生活自立相談及び家計改善相談において
家計改善のため転居が必要であり、その費用
の捻出が困難であると認められること。

「住居確保給付金（転居費用補助）」
申請書類の受付

【審査】

申請書類に不備があった場合は、修正や追加で資料の提出を
依頼する場合があります。

「支給」又は「不支給」決定通知書の発送

※支給の有無に関わらず、不動産会社等へ情報提供します。

【支給が決定した場合】

「請求書」の返送をお願いします

住居確保給付金振込支払明細書の発送

※振込日の確定後、大家等へ「住居確保給付金振込支払明細書」を発送します。

住居確保給付金（転居費用補助）の支給
（大家等の指定口座へ振込）

[お問い合わせ先]

茅ヶ崎市福祉部地域福祉課

TEL : 0467-82-1111 FAX : 0467-82-5157